# 『 公民館等のこれからを考える会 資料 』

(2019年12月22日(日))

2019 年 9 月 20 日小平市報:「集会施設等の使用料の見直し」6回の意見交換会「使用料をいくらにするか」

基礎知識: 小平市立公民館条例 (昭和 24 年条例第9号 ⇒ 平成 12 年全部の改正)

(使用料) 第8条 第6条第1項の規定により公民館の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)

は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(昭和 24 年条例:東京都北多摩郡小平町立小平公民館条例 第7条公民館設備の使用に関しては、東京都北多摩郡小平町立学校設備使用条例の規定を準用する。⇒学校の設備を使用するときの条例を準用することとした。公民館を誇りとしている小平市の条例としては、残念な内容の条例になっていました。 他市の公民館条例は?

# 利用者負担見直しの背景(財政課意見交換会資料)(有料化による想定収益 3,800 万円/歳出総額 600 億円)

A: アンケート結果: 利用者が負担すべき 約 67.7% (地域センター・公民館を利用したことが無い人: 約 60.9%) (平成 28 年 12 月)「第 19 回小平市政に関する世論調査報告書」の中の1項目(165 頁の 2 頁)

普段、市場原理の社会で過ごしている私たち市民にすれば、有料化賛成の結果は当然だと思う。しかし、公共施設とは何かを考えた時、市場原理を持ち込むこと自体、自治体の役割を放棄しているのではないでしょうか?

B: 受益者負担の適正化検討委員会検討結果報告書(平成 22 年 3 月) ⇒「用語: 受益者負担金**※1**」 【委員会の役割】1 として使用料及び手数料の額に関すること、

2として使用料及び手数料の減額及び免除に関すること。

減免処置を見直すべきかの検討をせずに、最初から減免の割合を検討する委員会であることに異議があります。

- C:議会への請願:議会において下記請願が提出され採択された。(平成 22 年 12 月)
  - 〇公民館など公共施設利用に関する減免措置について、<u>直接市民の負担増につながる場合は事前に市民と十</u> 分話し合うようにして下さい。
  - 〇地域社会の交流と文化水準の向上のための市民の<u>自主的なサークル活動が、これまでと同様に継続できるように</u>減免の内容を慎重に検討してください。
- D:総務委員会政策提言「持続可能な自治体経営について」(平成 31 年 3 月)

総務委員会から受益者負担のあり方についての提言:上記 B の内容の確認

「今回の総務委員会での主な論点は次のとおりである。 (1) 公共性について、提言にどのように位置づけるか(2) 事業運営にはコストがかかるという現実を議論しないのか (3) 公民館、地域センターは公共性が高いから減免するとの根拠は何か (4) 検討委員会の提言を議会としてどう評価するか

「<u>減額する団体の範囲や減額の割合については、その後採択された請願の趣旨に沿って、市民活動を停滞させることのないよう市民の声を丁寧に聴きながら慎重に方針を決定していくことが重要であり、自主的なサークル活動の継続ができるよう配慮することが必要である」(政策提言の一部)</u>

今回の財政課による意見交換会は、上記の「市民の声を丁寧に聴きながら慎重に」も「自主的なサークル活動の継続ができるよう配慮すること」も、手続き上も果たされていないと思います。

## 有料化の争点・疑問点

- ① 有料化を強引に推し進める根拠が曖昧、目的が不明。財政問題とは言わない。ただ、アンケート結果を重視。
- ② 小平市の人口は約10年後でも今と同程度と推計されています。なのに、なぜ今、なぜ急ぐのか?
- ③ 今まで無料であった三多摩の他市も、一様に同様の動きがあるのはなぜだろうか。

今回の公民館等の有料化は、単なる施設の使用料の話ではないと思っています。公共施設マネジメント、公民館等の有料化、社会教育施設の市場化が、国全体で進められている背景に注意しなければならない。今この国で何が起きているのか、という視点が大切だと思います。有料化はこの大きな流れの一つだと思っています。

#### 公民館とは何か

「公民館は、新憲法の公布に当たって出された通達(昭和 22 年 1 月 20 日発行第 6 号「新憲法発布記念公民館設置奨励について」)では、「町村民に対し新憲法の精神を日常生活に具現化するための恒久的施設」と位置付けられており、それは「住民の主体的な学びを通して地域に自治を築く拠点施設」(長澤成次著「公民館はだれのもの」2016 年 8 月・自治体研究社)とされています。(「どこを目指す 公共施設等総合管理計画」 2017 年 10 月自治体問題研究所

#### 社会教育法

第一章 総則(この法律の目的)

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び<u>地方公共団体は</u>、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、<u>すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。</u>

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに 適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与すること となるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

#### 第五章 公民館 (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、<u>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の</u>増進に寄与することを目的とする。

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の 法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

## ※1: 受益者負担金(地方財政小辞典より)

国又は地方公共団体が行う建設事業等について、その経費の一部に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者に対して、その受益の限度において課される金銭給付義務をいう。⇒元来建設事業に対する用語

(中略) この受益者負担金制度は、公共施設の整備等により、特に著しい利益を受ける者がある場合に、その 費用を全て租税で賄うことはかえって公平の原則に反するので、受益者から費用の一部を徴収することによって 費用負担の公平を図ろうとするものであり、・・・